

《福島県立図書館「県民講座」》

《法テラス福島「一般市民向け法教育事業」》

「あなたの相続が変わる！ ～相続の基礎と相続法改正～」

講師：志野 大輔 弁護士
(福島県弁護士会)

昨年7月、約40年ぶりに「相続法」が改正されました。改正相続法では、生存配偶者が、これまで住んでいた建物を、原則無償で使用することができる「配偶者居住権」が創設されたり、無償で被相続人の介護や看病に貢献をしたと認められる親族の、金銭請求が可能となる「特別寄与制度」が新たに設けられました。講座では、こうした市民生活に直結する内容を中心に「相続」について解説します。

◎日 時：令和元年8月4日(日) 14時～(90分)

◎場 所：福島県立図書館 第一研修室

* 入場は**無料** 事前の申込は**不要**です。

* 定員は**60名**です。

主催：福島県立図書館 法テラス福島

《問い合わせ》福島県立図書館企画管理部(講座担当)

TEL 024-535-3220